

③ 福祉教育の推進

- ・ 障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の道民が、心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。
- ・ 障がいのある人との、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。
- ・ 障がいのある人とのふれあい・交流をテーマとした体験作文やポスターの募集等を通じ、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。
- ・ 思いやりの心を醸成するため、福祉教育の一環として、福祉読本の活用を促進し、福祉のまちづくり等に関する理解を深めます。

(4) 地域福祉活動の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域づくりへの参加を促進するために、普及・啓発、交流の機会の拡大を進めていくことが必要です。

【推進施策】

① 啓発活動の推進

- ・ 「障害者週間」や「道民福祉の日」など各種行事の実施により、啓発に努めます。
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及・啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援に努めます。

② 交流機会の拡大

- ・ 住民が障がいのある人と共に参加する障害者週間記念行事などの啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を生かした交流機会の拡大に努めます。
- ・ 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- ・ 広く住民を対象とした一般のイベントや行事が、障がいのある人も参加することを前提に、地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。

2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

【現状と課題】

- ・ 北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人の暮らしやすい地域づくりを推進しており、今後一層の取組が求められています。

【考え方】

- ・ 道内の14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、市町村などと連携し、障がいのある人が受けた差別や虐待などの解消に向けた協議・あっせんを進めます。

(1) 地域づくり委員会等の取組

【推進の視点】

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

【推進施策】

- 全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立・公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。
- 道と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。

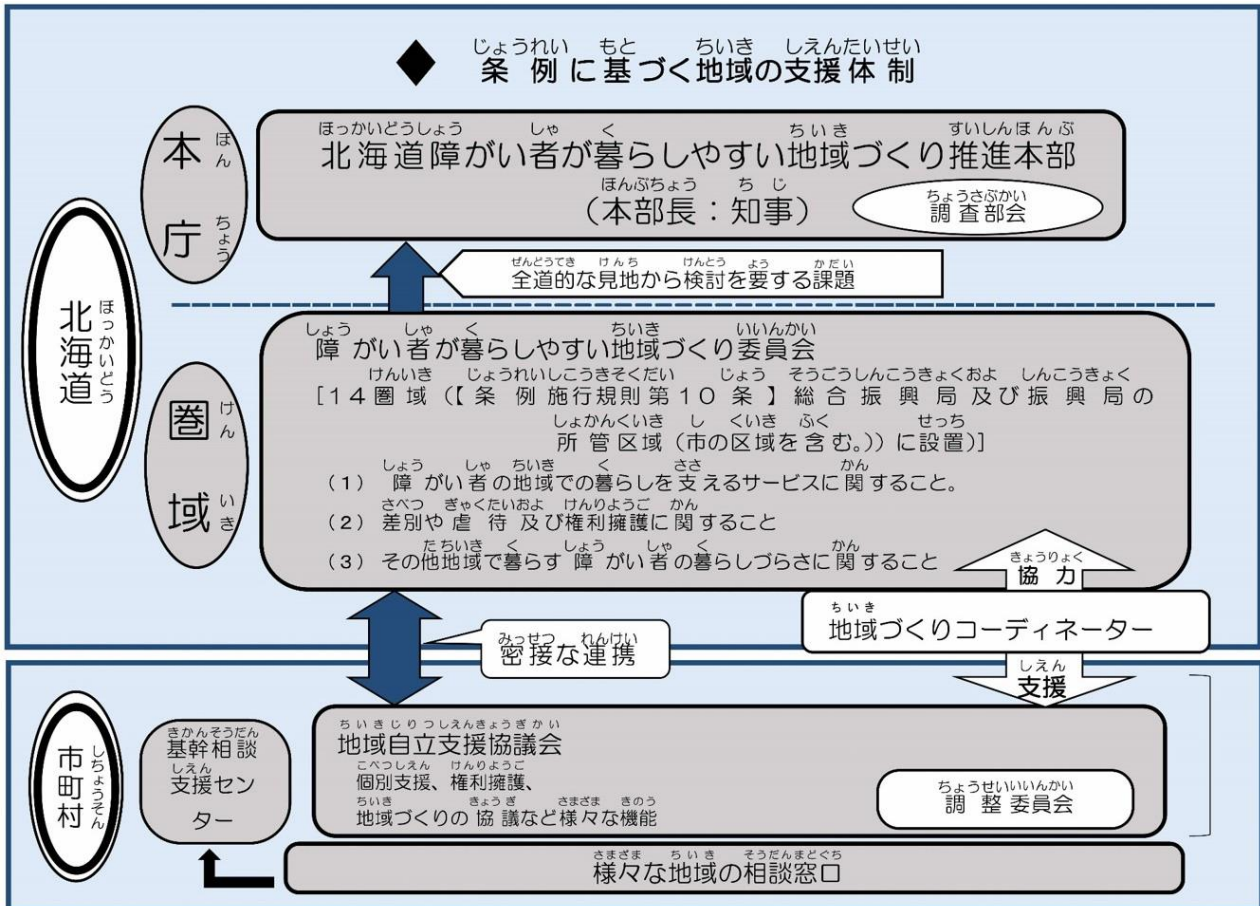
① 制度の周知

- 「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。

② 社会情勢に応じた条例内容の検討

- 障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。

図4 【北海道障がい者条例に基づく地域の支援体制】



3 就労支援施策の充実・強化

【現状と課題】

- 就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。
このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- 各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、就労系事業所からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。

【考え方】

- 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

【推進の視点】

- 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」について理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- 福祉的就労における工賃向上のための障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

【推進施策】

① 働く障がい者に対する道民の応援

- 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村における広報などの取組を進めます。
- 道民による障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター等）や障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）からの購買など応援の取組を促進します。

② 企業・行政の取組の推進

- 関係機関と緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進します。
- 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」により、企業等による障がいのある人の雇用や障害者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、その内容を広く道民

ピーアール
にPRします。

- ・ 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いながら、制度の普及・拡大を図ります。
 - ・ 障がい者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、流通事業者等の民間企業と連携・協働した取組を推進します。
 - ・ 障がいのある人の就労支援に関する各種施策（福祉、雇用）や雇用に関する取組事例を企業や道民等に情報提供するとともに、市町村においても企業等に対する情報提供が行われるよう働きかけ、障がいのある人の雇用や就労についての理解を促進します。
 - ・ 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
 - ・ 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針を策定し、特定随意契約制度の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労施設等に対する優先的な発注に努めるとともに障がいのある人を雇用する企業等への配慮措置について検討を行います。
- また、市町村等に対して、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針の策定を促し、障害者就労施設等への発注促進について、働きかけを行います。
- ・ 道の調達方針に基づき、指定法人は各部署等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図5 【就労支援企業認証制度】



評価基準及び優遇措置

評価対象となる企業の取組	
1. 障がい者雇用率	
2. 障がい者就労施設製品等の販路拡大 【販売スペースの無償提供】	
3. 障がい者就労施設への優先発注・パン、弁当等を継続的に購入・清掃、クリーニング等を継続的に発注	
4. 障がいのある人の職場実習の受入 【常時受入】	
5. 障がいのある人の職場定着 【平均雇用継続期間1年6ヶ月以上】	
6. その他 障がいのある人の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの	

入札上の優遇	
○総合評価競争入札における加点評価	
※価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については認証ポイントを加点評価	
価格要素	認証ポイント (1ポイント以上)
随意契約等の配慮	
○随意契約や入札における対象事業所選定に配慮	
○市町村等にも配慮協力の依頼	
融資（制度融資）	
○認証2ポイントを取得した認証企業については、「中小企業総合振興資金」ステップアップ付付の融資対象	
北海道働き方改革推進企業認定制度で加点評価	
○「北海道働き方改革推進企業認定制度」で、本制度のポイントに応じて1～3点の加点評価	

(2) 一般就労の推進
【推進の視点】

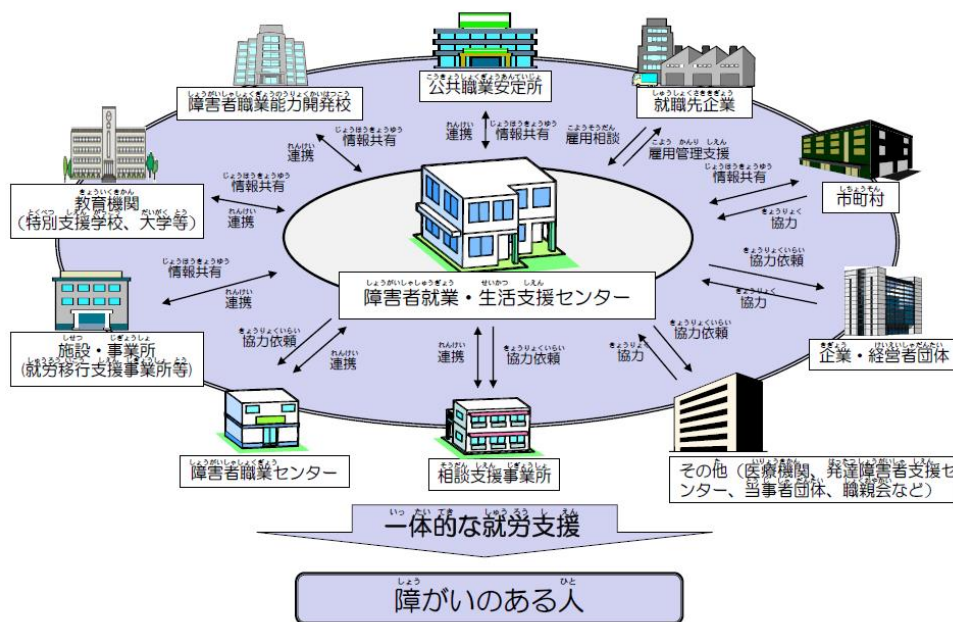
- 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- 障がい特性に応じた職場適応や職場定着のための支援を障がいのある人及び企業双方に行い、本人の能力・スキルの向上と環境整備が必要です。
- 一般就労及び職場定着の促進のために、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）におけるサービスの質の向上と、就労支援担当職員等のスキル向上が必要です。
- 企業における障がいのある人の雇用率向上のため、厚生労働省・北海道労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や協働を推進することが必要です。

【推進施策】

① 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議を中心に公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に構築した就労支援ネットワークなどを活用し、地域における市町村、就労系サービス事業所、公共職業安定所、障害者職業センター、特別支援学校等中等教育機関、大学等高等教育機関、企業など、福祉・労働・教育等の関係機関、団体のネットワークの充実を進めます。
- 市町村の協議会や21障がい保健福祉圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会を活用し、就労施策を推進します。

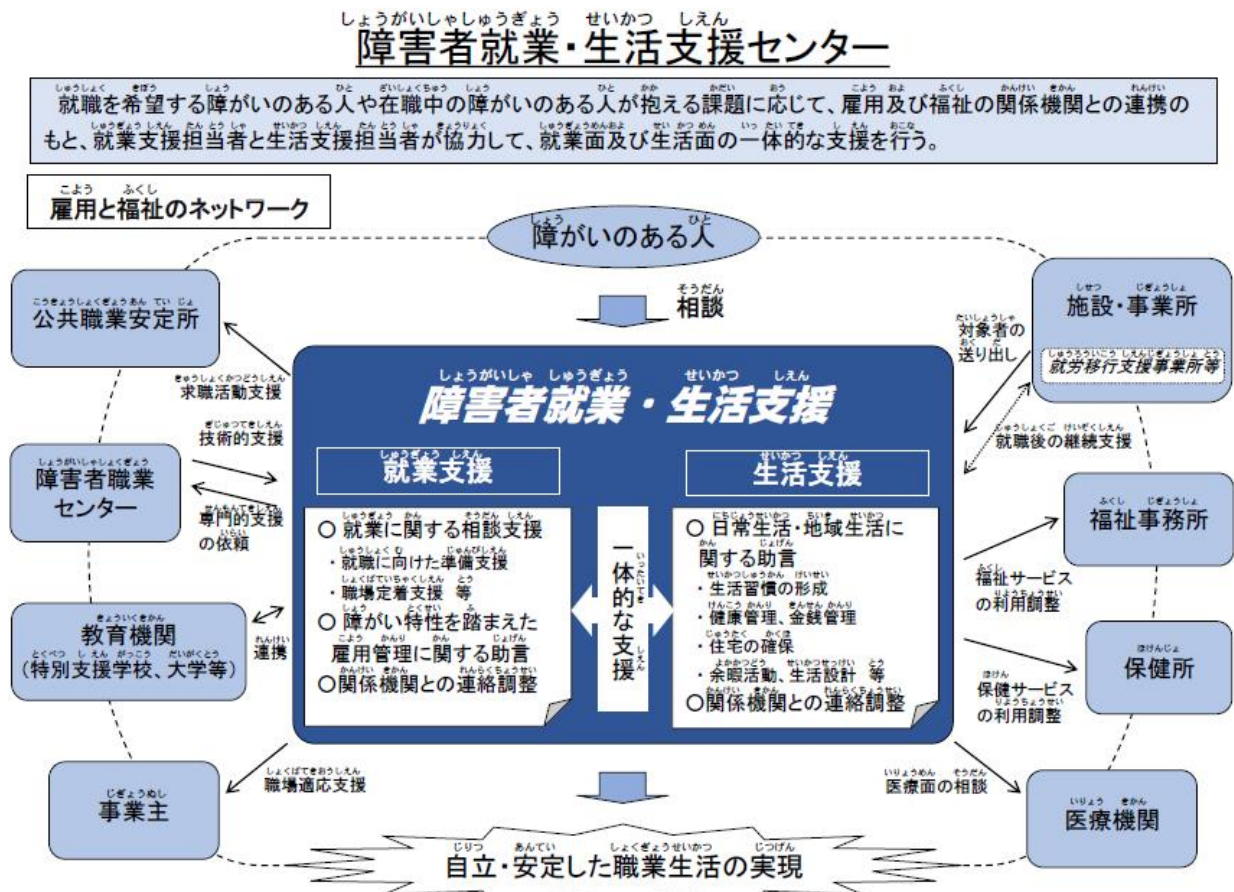
図6 【地域における就労支援ネットワーク】



② 移行サポート体制の整備

- 障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と職業準備訓練から職場定着までのプロセスごとに役割分担し、生活支援を含め、障がいの種別や本人の希望に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
また、21障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ、北海道障がい者就業支援推進委員会の意見を伺いながら整備を進めます。
- 特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関からの卒業、医療機関からの退院に備え、就労系の障害福祉サービス（今後創設される就労選択支援サービスを含む）の利用や就労適性等のアセスメントに取り組む市町村等を支援します。
- 職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すことができるよう、道における実習の受入や臨時職員としての任用を推進し、市町村における受入等についても要請します。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間訓練機関等への委託訓練による知識・技能の習得の支援、企業見学会の実施等により一般就労の促進を図ります。
- 就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

図7 【障害者就業・生活支援センター】



③ 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- 障がいのある人が企業において職場環境に適應するための実地訓練を行う職場適應訓練の活用を促進します。
- 障がいのある人の雇用の経験がない企業に、障がいのある人の雇用を取り組むきっかけづくりを進める障害者トライアル雇用制度の活用を促進します。
- 障がいのある人の職場適應を容易にするために、企業へ派遣される職場適應援助者（ジョブコーチ）の活用を促進します。
- 公共職業安定所を中心とした就職の準備段階から職場定着までの一連の支援（チーム支援）の活用が進むよう関係機関へ働きかけます。
- 公共職業安定所と連携し、法定雇用率の周知を図るとともに、障がいのある人を雇用する企業への支援策の活用が進むよう関係機関に働きかけます。
- 障がいのある人を雇用する企業に対する助成制度の活用を促進します。
- 障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進します。
- 精神障がいのある人の職場復帰や職場適應を円滑に進めるための職場復帰支援の活用を促進します。

④ 就労支援サービスの質の向上

- 経済団体や企業等に対して、特別支援学校の生徒が、一定期間企業で働く体験をする現場実習の受け入れ推進を図ります。
- 障害者雇用を促進するという長期的な視点から、企業が障害のある生徒や障害者雇用について理解するための機会を確保するため、企業を対象とした特別支援学校の見学会等の推進を図ります。

(3) 多様な就労の機会の確保

【推進の視点】

- 一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るためには、地域における関係機関等の連携・協力のもと、障がいのある人の特性等を踏まえ、地域の実情などを踏まえた新たな取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場を拡大することが必要です。
- 就労系サービス事業所において、事業所以外での活動（施設外就労、施設外支援）の取組が進められています。一般就労の拡大に向けては、こうした企業や地域との連携が必要です。
- 障がい特性や個々の障がいのある人を取り巻く環境から、通勤が困難な障がいのある人が、在宅においても就業できる仕組みの整備が求められています。

【推進施策】

① 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体等の連携・協力体制の充実を図り、障害福祉サービス事業所に対して、農業、工業、観光業等の基幹産業の関係施策とタイアップした取組や、介護・福祉サービスなど新たな職域に進出している取組に関する情報提供を進め、地域特性、就労系障害福祉サービス事業所の特徴を活かした事業展開を促進します。

- ・ 就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等の雇用に結びつかない方や、就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される高齢者等を対象として、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを促進します。

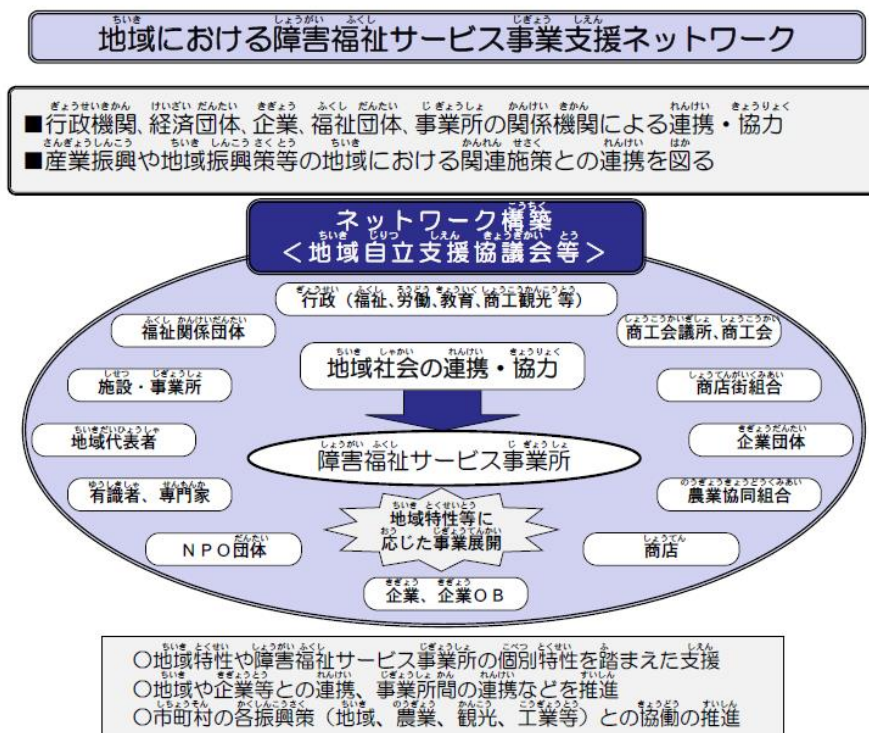
② 施設外就労等の就労形態の普及促進

- ・ 企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するため優良な取組を紹介しします。
- ・ 障がいのある人の就労を促進するため、農福連携・水福連携など福祉と地場産業との連携を推進するとともに、農福連携技術支援者を育成し、農業現場に派遣するなど、地場産業や企業、市町村など地域における新たな就労の場の創出と自立促進、各事業所等に対する支援に努めます。
- ・ 農業分野での障がいのある人の就労を支援し、障がいのある人の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント、農業生産者と障がい者就労施設のマッチング支援、障がい者就労施設への農業の専門家派遣を推進します。

③ ICT等を活かした在宅就労等の推進

- ・ 道や市町村等の優先調達による在宅就業障がい者の受注機会の増加を図ります。
- ・ 在宅就業障がい者に仕事を発注した企業に特例調整金等を支給する制度など各種支援策の周知を図り、活用を促進します。
- ・ 創業を目指す障がいのある人を支援するため、取組事例や創業に必要なノウハウ習得のための研修などの情報提供に努めます。

図8 【地域における障害福祉サービス事業支援ネットワーク】



(4) 福祉的就労の底上げ

【推進の視点】

- 一般就労が困難な障がいのある人が工賃（賃金）と障害基礎年金などの社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃等の向上を図るため、障害福祉サービス事業所に対する民間ノウハウを活用した総合的な支援が必要です。

【推進施策】

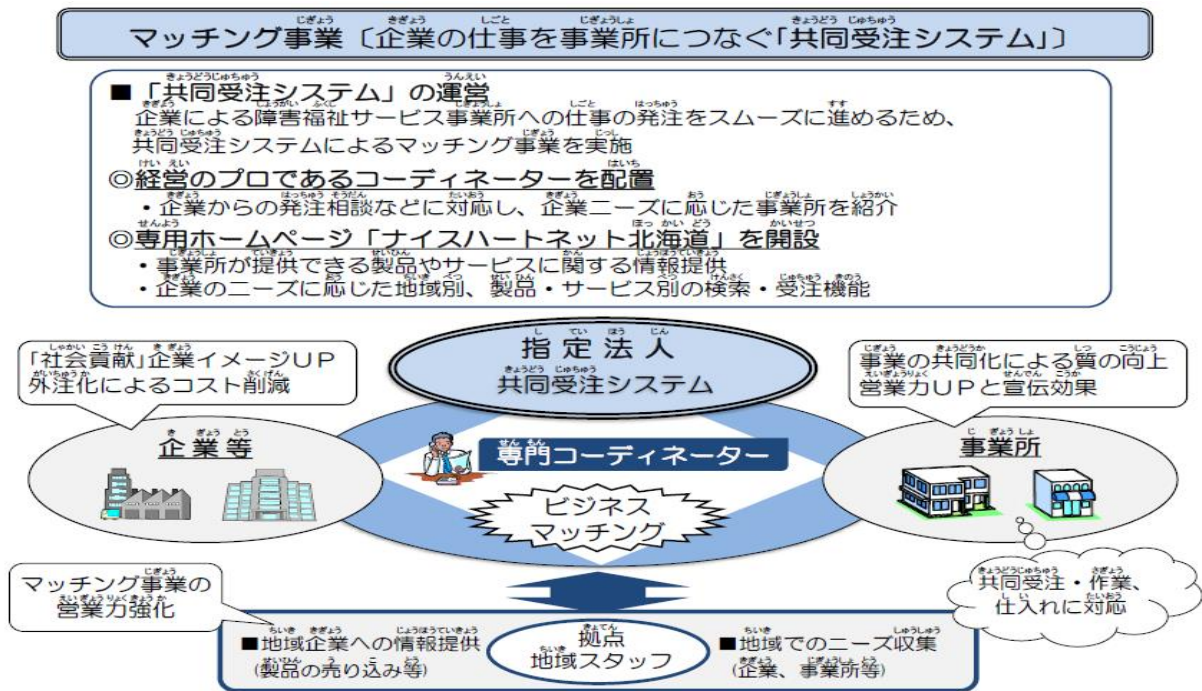
① 障害福祉サービス事業所の収益力の向上

- 障害福祉サービス事業所に対し工賃向上計画の作成・推進に関する研修等を行うとともに、経営コンサルタント等による経営・事業改善、営業・製造技術等に関する助言や市場ニーズを踏まえた商品づくりをめざした商品改良や新商品開発に関する専門的な助言を行います。
- 障害福祉サービス事業所同士による原材料の共同購入や作業工程の分担、営業協力など連携体制づくりを推進します。
- 収益性の高い優良な障害福祉サービス事業所の生産技術・経営手法の紹介などにより、生産性の向上や新たな職域への事業展開などを推進します。
- 障害福祉サービス事業所が市場ニーズに対応した魅力ある製品や質の良い役務の提供を安定的に行うことができるよう、マーケティング手法等も取り入れて、市場ニーズ調査や製品等の評価を行い、障害福祉サービス事業所における商品づくり等の取組を促進します。

② 製品等の販路拡大

- 企業が発注する業務を複数の障害福祉サービス事業所へスムーズにつなぐ「共同受注システム」の充実を図るとともに、専門コーディネーターおよび道内拠点地域に配置する「地域スタッフ」により、製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集など活発な営業活動を行うマッチング事業を推進します。
- 企業と障害福祉サービス事業所による商談会の開催や経済団体等が主催する商談会への参加などによりマッチング機会を拡大します。
- 行政機関の庁舎等のロビーや売店等のスペースを活用した障害福祉サービス事業所の販売コーナー設置など、行政における販売支援の取組を促進します。
- 大型商業施設等での販売機会の拡大や実証販売などを通じた製品改善、多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大を図ります。

図9 【共同受注システム】



II. 地域生活支援体制の充実
4 相談支援体制・地域移行支援の充実

【現状と課題】

高齢化の進展などにより、高齢の障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけではなく、医療的ケアや意思疎通支援など、障がいのある人及びその家族の求める支援は多様化しています。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

【考え方】

どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。

(1) 生活支援体制の充実

【推進の視点】

- ・ 在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには、介護者の急病等の緊急時において、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。

- ・ 障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要です。
- ・ 地域生活支援拠点等については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などにより、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが必要です。
- ・ 地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。

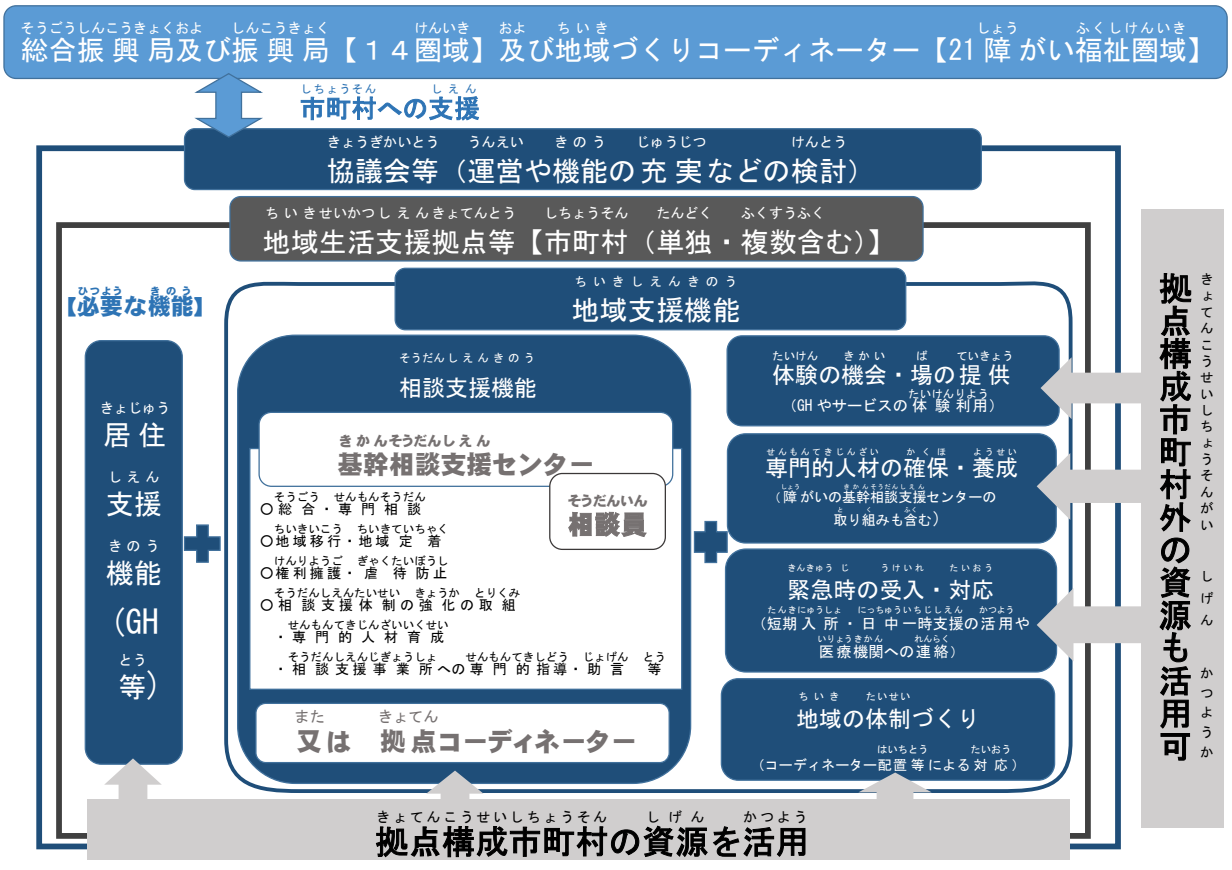
【推進施策】

① 地域生活支援拠点等の整備・充実

- ・ 障がいのある人の障がいの重度化・高齢化などに備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がいのある人やその家族の緊急事態に対応を図るため、「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。
 - ・ 地域生活支援拠点等の「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの5つの機能を備え、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等を活用し、地域における生活の安心感を担保する機能を備えるとともに、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームなどへの生活の場へ移行をしやすい体制を整備します。
 - ・ 原則5つの機能すべてを備えることとしますが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。
 - ・ 地域生活支援拠点等の運営や機能の充実にあたっては、市町村の協議会等において、十分に検討するものとします。
 - ・ 地域生活支援拠点等については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。
 - ・ 地域生活支援拠点等を地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針や、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているかなど、必要な見直しや効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村協議会等を十分に活用し、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など地域の個別の状況に応じ進めます。
 - ・ 広域、分散型の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能が十分に図られるよう、地域生活支援拠点等に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。
 - ・ 市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。
- なお、複数市町村による共同整備の検討にあたっては求めに応じて、各圏域に設置する、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場の活用や、地域づくりコーディネーターが支援します。
- ・ 整備の促進や機能の充実に資するよう、市町村における好事例の紹介など必要な支援を行い、

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を行い、積極的な整備に努め、道においても、整備に向けて検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。

図10 【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



- 「相談支援機能」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能については、「基幹相談支援センター」「委託相談事業」「特定相談支援事業」とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時支援に備え、事前に支援の必要な障がいのある人の把握・登録や連絡体制を確保し、必要な支援を行う体制の整備を進めます。
 - 「体験の機会・場」の機能の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやアパートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。
 - 「緊急時の受け入れ・対応」の機能については、家族の休息（レスパイト）や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。
 - 協議会等を活用し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行います。
- ② 生涯を通じた支援の確保
- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、地域自立支援協議会などを中心に、市町村や教育委員会をはじめ、

保健、医療、福祉、労働、経済その他地域の関係機関が連携して支援する体制づくりを促進します。

- 障がいのある人が生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機関と相談支援事業所等との連携の強化に取り組むなど、障がい特性に応じた受診しやすい環境の整備に努めます。

(2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化

【推進の視点】

- 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。
 - 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。
 - 障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。
 - 全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。
 - 相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応ができるピアサポーターなどの活用を図り、その活動を推進します。
 - 市町村が配置する障害者相談員、精神障がい者家族相談員、難病相談員、民生委員・児童委員や道が設置する地域相談員等への情報の提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実を図ります。
 - 保健所に心の健康相談窓口を設置するとともに、精神保健福祉センターと連携して市町村や関係機関に対する支援を行うほか、訪問による生活指導を実施するなど、精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を努めます。
- また、精神障がいのある人やその家族、地域住民等を対象とした講習会などを開催し、精神疾患や障がいに対する知識の普及を図ります。
- 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。

【推進施策】

① 生活全般を支える相談支援体制の構築

- 障がいのある人やその家族への相談支援は、障害福祉サービスを利用する相談支援（基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援等）、市町村が実施する相談支援（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、権利擁護センター、虐待防止センター）など、相談内容に応じ、専門的な窓口を設置し、対応する体制の充実を図ります。
- 相談支援機能については、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域

づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、検証・評価を行うとともに、その解決に向け、市町村や相談事業所等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源を活用しながら、更なる強化・充実に向けて取り組みます。

- 地域において、障がいのある人の基本相談支援、計画相談支援等を担う相談支援専門員を養成し、相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画等について適切に評価・助言等を行い相談支援の質の確保を図るために、事業所や地域において指導的役割を担い、相談支援の仕組みを支える中核的な人材として主任相談支援専門員を養成します。
 - 障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター等と連携を図ります。
 - 地域の相談支援体制強化の取組や地域の相談事業者への専門的な助言（関係する相談機関との連携強化、事例の検証）、地域移行・地域定着の促進の取組等を行う基幹相談支援センターや虐待防止センター、権利擁護センターなど市町村が設置する相談窓口の整備や充実を推進します。
 - 市町村が設置する「基幹相談支援センター」の整備や機能の充実にあたっては、地域づくりコーディネーターが支援し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう進めます。
- また、地域の実情に応じ、複数市町村など広域での設置を促進します。

〈地域づくりガイドラインについて〉

地域づくりガイドラインとは、北海道障がい者条例第22条により、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針を定めたものであり、次の項目が盛り込まれています。

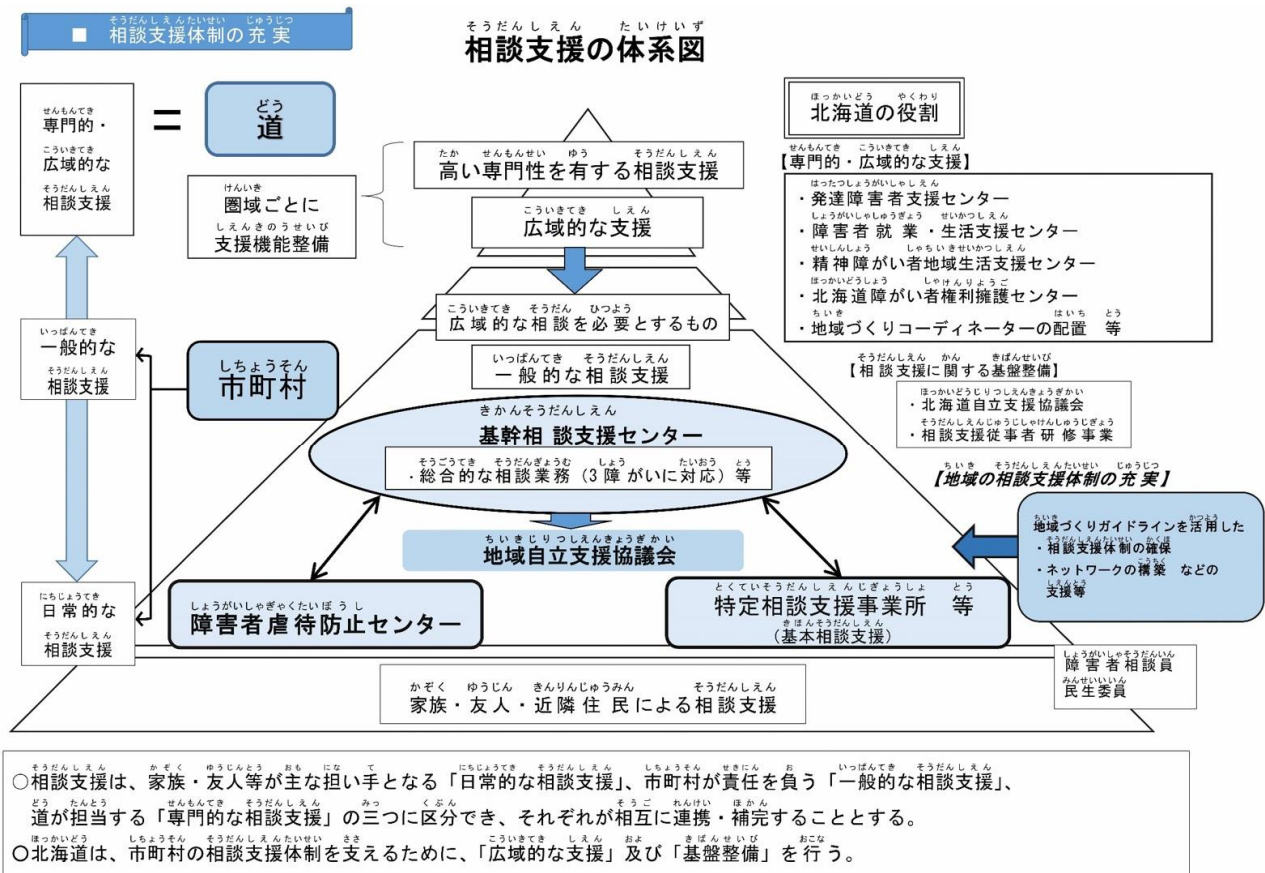
- 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保
- ネットワークの構築（市町村の協議会の設置・運営）
- 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
- 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（災害時の支援を含む）
- 障がい者の就労支援
- その他（市町村の協議会の機能の確保）

- 市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアサポーター・ピアスタッフの活動を推進します。
- 道の地域相談員及び市町村の障害者相談員等に対する相談技術向上のための研修を実施し、資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実を図ります。
- 市町村職員においては、適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することもふまえて、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であることから、その知識の習得に向けて支援します。

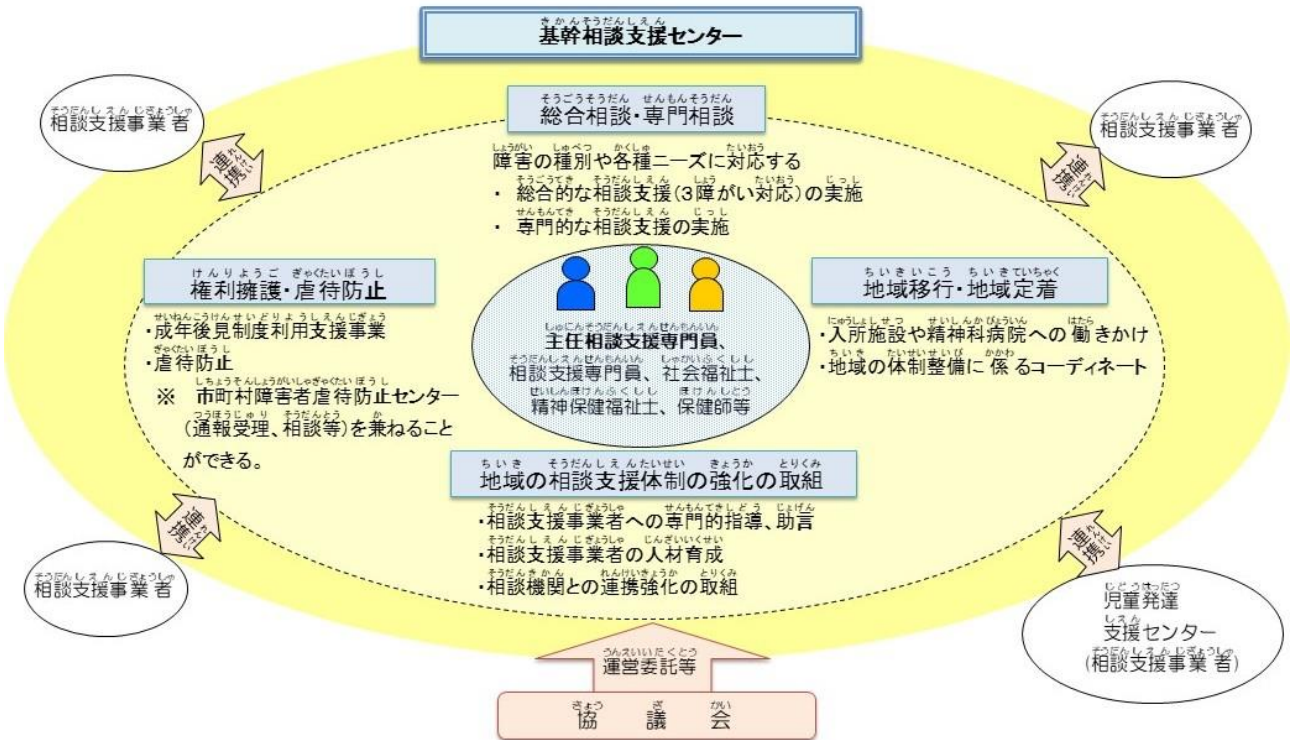
② 専門的支援

- 発達障がいのある人やその家族に対する専門的な支援体制を強化するため、市町村や地域の相談支援事業所等が対応が困難なケースについては、発達障害者支援（地域）センターが、市町村等への後方支援を行うことで、発達障がいに関する地域の相談支援体制の整備を推進します。
- 市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。
- 一般就労を希望する障がいのある人に対し、就労を促進及び安定を図るため、就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

図11 【相談支援の体系】



基幹相談支援センターについて



③ 地域移行・地域定着の促進

- 市町村、一般相談支援事業者、施設などが連携する地域移行、地域定着の取組が円滑に進むよう、相談支援従事者の養成や必要な相談支援事業所の指定などに取り組みます。
- 地域づくりコーディネーターの支援により、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアサポーター等の関係者と連携を図りながら、総合的な支援を進めます。
- 関係団体等からの協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。
- 入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、市町村のサービスの支給事務を進める上においても実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活移行のための支援を進めます。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。
- 救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。
- 矯正施設に入所している障がいがある人があって自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービス等の支援に繋がるよう、地域生活定着支援センターが、矯正施設、保護観察所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携・協働することにより、社会復帰や地域生活への定着を支援します。
- 矯正施設を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活

定着支援センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実が必要です。

【推進施策】

① 住まいの場の確保等

- ・ 地域間の均衡に配慮し、重度障がいのある人も利用できるグループホームなどの計画的な整備を促進します。
- ・ 障がいのある人が賃貸住宅などの生活の場を確保できるよう、入居受入れについて、住宅所有者や不動産業関係団体などの理解が促進されるよう努めます。

② 日中活動サービスの充実

- ・ 障がい特性に応じた日中活動の場などを確保するため、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等の整備を促進します。
- ・ 地域の医療機関との連携により、医療的ケアなどを必要とする障がいのある子どもや障がいのある人が日中活動に参加したり、家族が一時的な休憩（レスパイト）ができるよう、地域の支援体制の充実に向けた取組を促進します。
- ・ 市町村が地域の実情に心ざし実施する地域活動支援センターや日中一時支援などの地域生活支援事業の取組を支援します。

③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有する人材、ノウハウなどを活用する取組を促進します。
- ・ 障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや短期入所の計画的な基盤整備を促進します。
- ・ 障がいのある人の移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援）の充実を図るとともに、身体障がい者用自動車の改造など市町村が行う地域生活支援事業を支援します。
- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの充実に努めるほか、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの利用を促進します。
- ・ 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加しており、国の制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化、重度化に対応した取組を進めます。
- ・ 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の普及啓発に努め、道民の理解や身体に障がいのある人などの利用の促進を図るとともに、その育成等を促進します。
- ・ 精神障がいのある人の公共交通機関等の割引制度などの充実について、国など関係機関等への

ようせい つと
要請に努めます。

④ 障害者支援施設機能の充実

- ・ 障害者支援施設において、自立訓練、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。
- ・ 障がいのある人の高齢化や重度化などに対応した介護や医療的ケアなどのサービスが確保できるよう、施設設備の充実などについて国への要請に努めます。

⑤ 道立施設の機能強化

- ・ 子ども総合医療・療育センターにおいて、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医学的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。
- ・ 心身障害者総合相談所、児童相談所、精神保健福祉センター等における専門的な相談に対応する機能の充実や関係相互の連携強化を図り、きめ細かな情報提供や支援が行えるよう努めます。

⑥ 福祉用具の普及促進、利用支援

- ・ 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす補装具の効果的な利用を促進するため、心身障害者総合相談所及び支所において、多種多様な品目や給付制度の活用に関する情報提供や相談対応に努めます。
- ・ 心身障害者総合相談所において、補装具の研究開発情報などの収集を行い、市町村や民間事業者への情報の提供に努めます。
- ・ 技術開発の進歩が著しいICT（情報通信技術）を活用し、重度の障がいのある人の生活の利便性の向上や社会参加が図られるよう、市町村における障がい特性に応じたパソコン周辺機器やアプリケーションの普及促進に努めます。

(4) 生活安定施策の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるように生活安定のための支援が必要です。

【推進施策】

- ・ 各種年金等の充実を国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。
- ・ 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、生活資金、事業を営むために必要な資金の貸付けを行います。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増高経費について、市町村が行う経済的支援の取組に対する支援に努めます。

(5) 障害福祉サービス事業者の指定、指導監査の実施

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等が、適切に提供される体制を確保する

ことが必要です。

【推進施策】

- ・ 障害福祉サービス事業者等において適切で良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営の指導に努めます。

5 サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実

【推進の視点】

- ・ 地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。

【推進施策】

① 住まいの確保

- ・ 障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図るため、災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス感染症の感染拡大防止を図る整備を促進します。
- ・ 相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。
- ・ 障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。
- ・ 障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」や入居相談、入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。
- ・ 地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。

② 環境の整備

- ・ 「北海道福祉のまちづくり条例」などに基つき、誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮のほか、障がいのある人を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。
- ・ 障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。

(2) 日中活動サービスの充実

すいしん してん
【推進の視点】

- ・ 地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

① 多機能型サービスの基盤整備

- ・ 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。

② 日中活動の場の整備

- ・ 地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保するため、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、整備を促進します。
- ・ 地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。
- ・ 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。

③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実

すいしん してん
【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるようサービス基盤の充実が必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

① サービス基盤の整備

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進します。
- ・ 地域での生活や余暇活動に欠かせない移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）、意思疎通支援等の充実を図ります。
- ・ 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）について、道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。
- ・ ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。
- ・ 道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。
- ・ 障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度などについて、精神障がいのある人等も対象に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。

② 地域の人材育成等

- ・ 共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成や市町村における地域での見守り活動等を推進します。
- ・ ボランティアの育成等の充実に努め、道民や団体によるボランティア活動を促進します。
- ・ 子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を展開する地域生活支援事業を推進します。

(4) 共生型地域福祉拠点の取組推進

【推進の視点】

- ・ 道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、住民の生きがいづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進することが必要です。

【推進施策】

- ・ 全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進します。
- ・ 基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。
- ・ 既存の共生型地域福祉拠点における取組事例等をホームページで紹介するなどして、市町村や関係団体の取組を推進します。

(5) 地域間格差の縮小

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮した基盤整備を進めることが必要です。

【推進施策】

- ① 居住系サービス（施設入所支援）
 - ・ 地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。
- ② 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動サービス
 - ・ グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位に必要なサービス基盤の整備について調整を

おこな
行います。

③ 訪問系サービス及び相談支援

- ・ 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。
- ・ 相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備について調整を行います。

④ 調整の方法

- ・ 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。
- ・ 市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス事業者の参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。

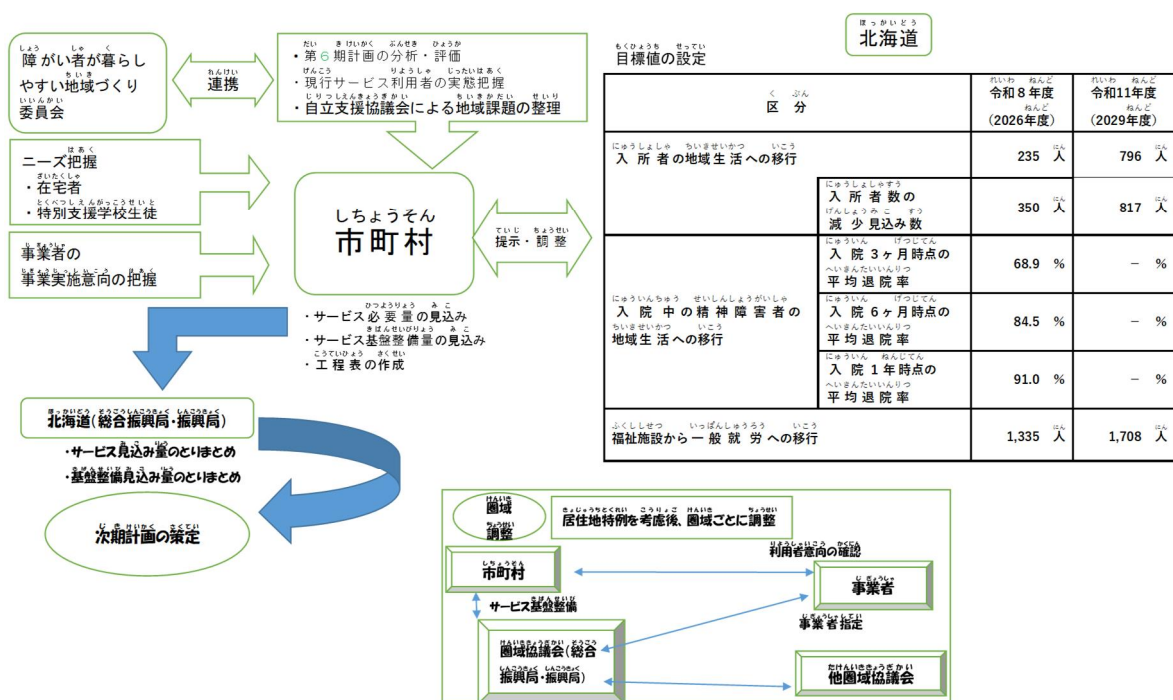
⑤ 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用

- ・ 地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。

⑥ サービスを担う人材の確保

- ・ サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。

図13 【サービス基盤の地域間格差縮小のための取組】



(6) 施設による支援

【推進の視点】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組が必要です。

【推進施策】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた個別支援計画に基づき、利用している人の施設での暮らしを充実させます。
- ・ 障害者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。
- ・ 障害児入所施設等から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続されるよう支援します。

6 保健福祉・医療施策の充実

【現状と課題】

- ・ 生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

【考え方】

- ・ 障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

(1) 適切な保健・医療施策の充実

【推進の視点】

- ・ 公費負担医療制度の適正な運営を図るなど、医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けられるよう努めます。
- ・ うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。
- ・ 救急医療施設の整備のほか、合併症の方や遠隔地の方へ対応するため、地域における医療機関の連携強化を推進します。

【推進施策】

① 障がい者への保健・医療の提供体制

- 障がいのある人の人権に配慮した適切な医療の提供が図られるよう努めます。
- 病状に応じた適切な精神医療が受けられるよう自立支援医療等の利用支援・周知に努めます。
- うつ病等に対する保健医療福祉サービスを強化するため、内科等かかりつけ医に対する資質の向上を図るとともに、医療・保健・福祉等の各分野との連携体制の整備を進めます。
- 対面や電話による心の健康相談を実施するとともに、自殺対策や依存症等に関する研修や技術支援により市町村等身近な地域における相談体制の整備を図ります。
- 「北海道自殺対策連絡会議」や、道立保健所に設置している「自殺対策地域連絡会議」を通じ、保健、医療、福祉をはじめ、教育、司法、商工・労働等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を総合的に推進します。
- 休日、夜間等における緊急な精神科医療へ対応するため、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図ります。

② 保健活動の基盤整備

- 市町村保健センター（類似施設を含む。）を拠点として、市町村における一貫した保健サービスが円滑に提供されるよう、保健所による専門的・技術的支援に努めます。

③ 小児に対する高度・専門的な医療の提供

子ども総合医療・療育センターは、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医学的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。

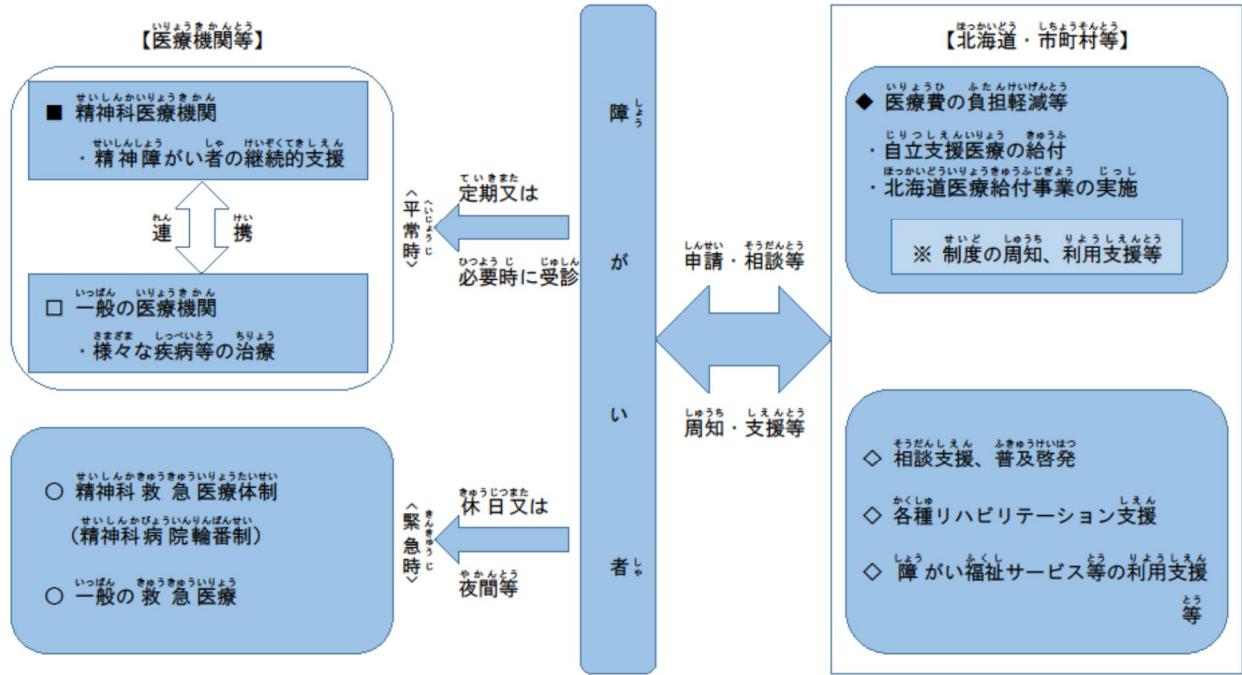
④ 歯科保健医療体制の充実

北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がいのある人が身近なところで歯科保健医療サービスが受けられるよう歯科医師会等と連携し、体制の整備に努めます。

⑤ 医療給付等の充実

関係機関・団体と連携し、臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発を一層推進するとともに、骨髄バンクへのドナー登録を促進することなどにより、臓器及び骨髄提供体制の整備を進めます。身体障がいを除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。

図14 【保健・医療提供の取組】



(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【推進の視点】

障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療の提供が必要です。

【推進施策】

① 周産期医療の充実

地域において、妊娠、出産から新生児期に至る周産期医療体制を確保するため、周産期母子医療センターの整備や周産期救急情報システムによる情報提供を行うなど、周産期医療体制の整備を進めることにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進に努めます。

② 母子保健活動の推進等

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達遅れの可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など子どもと親に寄り添った支援の手がかりを見いだして早期の支援につなげるよう、乳幼児健康診査や子育て支援などの市町村における母子保健活動の充実を支援します。

③ 中高年期の予防対策の充実

- がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防として、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- 生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進します。

(3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

【推進の視点】

- ・ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保を図り、障がいのある人や難病のある人などに対し適切なリハビリテーションが提供されるよう努めます。
- ・ 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域にダメージを受けた、高次脳機能障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の整備やリハビリテーションの提供に努めます。
- ・ 児童の精神的健康を保持し、自閉症等の発達障がい、ひきこもり、家庭内暴力、薬物乱用といった児童思春期の心の問題への対応に努めます。
- ・ 障害者総合支援法の対象とされた、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要です。
- ・ 令和元年(2019年)7月から、対象となる疾病が361疾病に拡大されたため、これらの疾病をもった方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。

【推進施策】

① 精神障がいのある人等への支援

- ・ 日常生活における障がいを軽減し、自立を促進するため、市町村等が行う機能訓練への支援を進めるなど、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進します。
- ・ 精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制、地域における精神医療対策や精神科リハビリテーションの充実に努めます。
- ・ 高次脳機能障がいへの理解を深めるため、各障がい保健福祉圏域において、講演会、研修会の開催などによる普及啓発を行うとともに、保健所における相談支援等を進めます。
- ・ 支援拠点医療機関において、高次脳機能障がいの診断基準、リハビリプログラムの普及を図るとともに、地域の医療機関や相談支援機関等との連携や専門的な指導等を進めます。
- ・ 高次脳機能障がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就労、就学、在宅生活、障害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実に努めます。
- ・ 「高次脳機能障がい者支援連絡会議」を通じ、専門性の高い医療機関などの委託事業者と、保健所等の相談対応者が連携し、高次脳機能障がい者やその家族に対する就学・就労、障害者就労施設等の利用、在宅生活に係る相談支援等を行う関係機関とのネットワーク構築を推進します。
- ・ クリニック等を含む一次診療施設(一般てんかん診療施設)と三次診療施設(専門的なてんかん診療施設)をつなぐ二次診療施設を認定し、てんかん診療の連携を図り、てんかん支援拠点病院が設置する「てんかん治療医療連携協議会」にて、道、保健所、医師、当事者及び家族等と事業の検証等を行い、関係機関との連携強化を推進します。
- ・ てんかん医療は、専門的な診療を行っている機関について、患者だけでなく医療機関においても十分把握されておらず、また、一般の医師への情報提供等についても充実に努める必要があることから、てんかん拠点病院を中心に、専門的な相談支援者、他の医療機関、自治体や患者家族等との連携・整備を図るほか、てんかんについての助言・指導、地域におけるてんかんに関する

普及啓発等を実施し、てんかん診療における地域連携体制の整備を進めます。

- ・「北海道ひきこもり成年相談センター」において、ひきこもり当事者や家族等からの相談などに対応するとともに関係機関とのネットワークの構築を進めます。また、ひきこもりサポーターを養成し、養成されたサポーターの活動を支援します。
- ・ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、市町村や各種相談支援機関、教育機関等、横断的な連携強化を推進します。
- ・依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対する啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、依存症支援体制の構築を促進します。
- ・「北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。
- ・地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び関係機関への技術的支援及び広報、研修、相談など、精神保健福祉の総合的な拠点としての精神保健福祉センターの機能の充実に努めます。

図15 【高次脳機能障がいに対する取組】

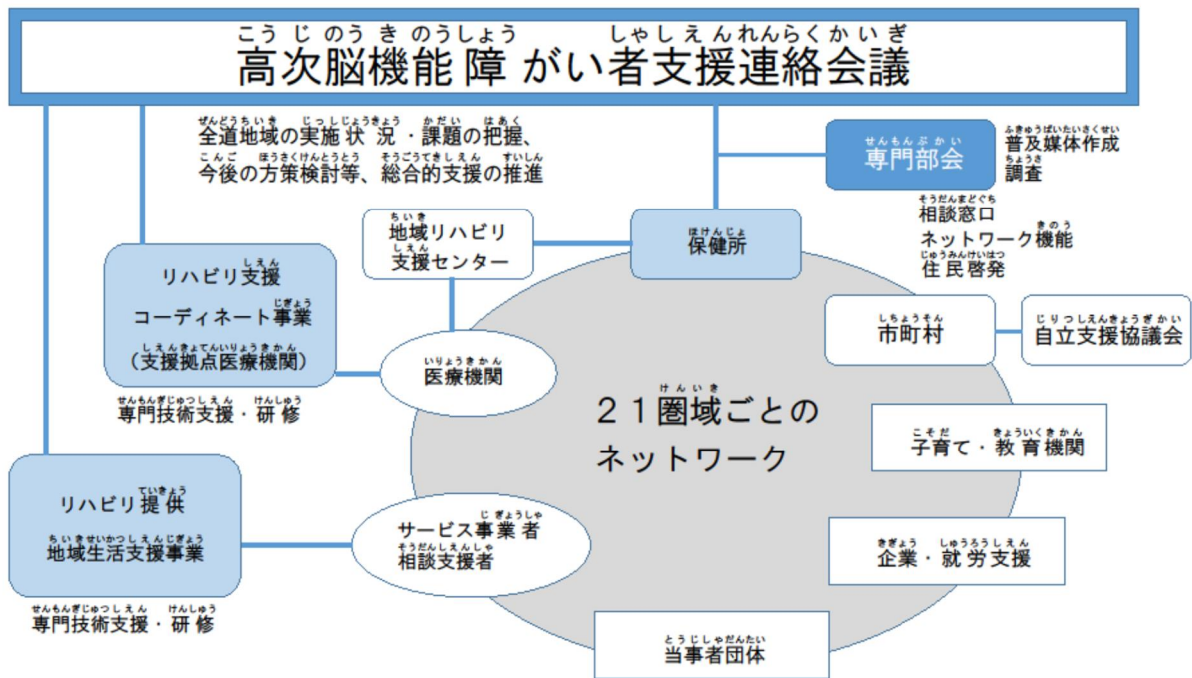


図16 ひきこもり支援施策の全体像



② 難病等である人への支援

- 身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関等との連携による就業及び生活支援を推進します。
- 北海道難病センター、市町村及び関係団体と連携して、新たに障害者総合的支援法の対象とされた疾病をもった方を含め、難病等である人への制度の普及や必要な情報の提供を図るとともに、ニーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。
- また、医療機関に対し、制度対象となることなどについて周知するとともに、障害福祉サービス事業所に対しては、疾病の特徴などの周知を図り、難病等である人を受入の対象とするよう求めるなど、難病等である人が円滑にサービス利用できるように努めます。
- 難病診療連携拠点病院である北海道医療センターを中心に地域の難病医療協力病院と連携の上、難病の医療提供体制の整備を推進するほか、通院が困難な神経難病患者に対して医師や保健師等による訪問検診や相談事業を行うなど、在宅難病患者対策の充実に努めます。さらに、難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。
- 指定難病や特定疾患及び小児慢性特定疾病の治療研究の推進により、医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費負担を軽減します。
- 難病のある人やその家族等を対象とした医療や日常生活に係る相談、研修を実施し、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。
- 難病のある人や障がいのある在宅療養者を対象に、口腔衛生管理や口腔機能管理を促進

りょうようせいかつ しつてきじゅうじつ はか
し、療養生活の質的充実を図ります。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【推進の視点】

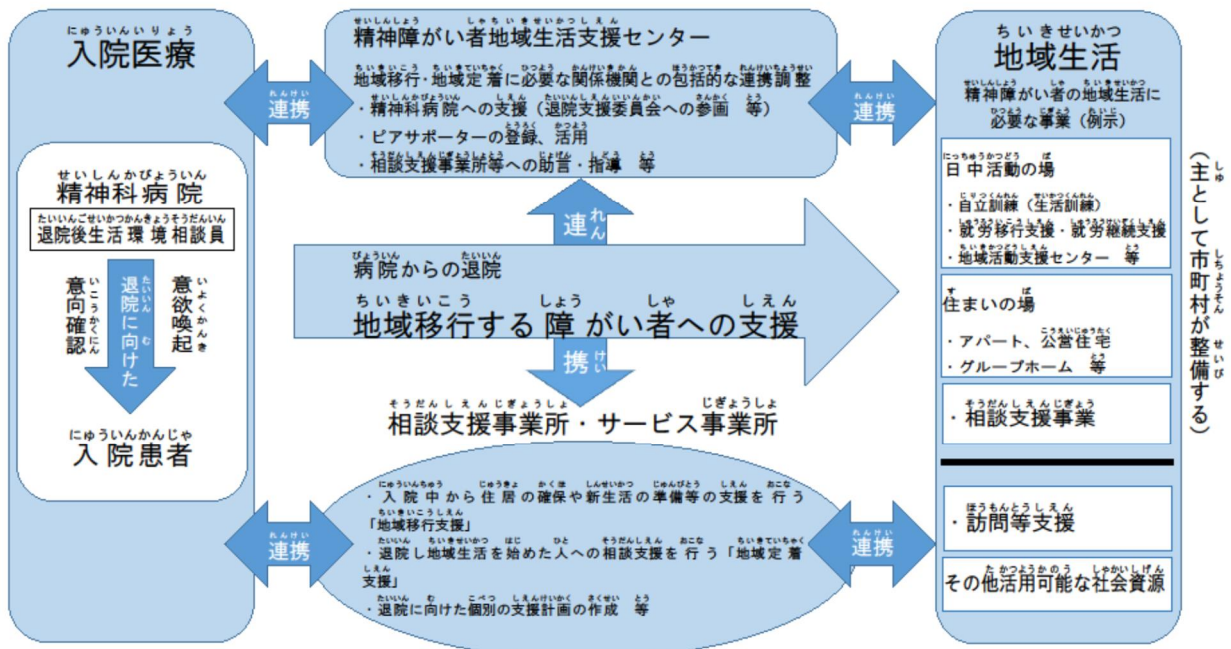
- 精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加え自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進が必要です。
- 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と医療機関を含めた関係機関の連携による継続的な支援が必要です。

【推進施策】

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。
- 精神障がいのある人に対する地域住民の理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて、研修会を行うなど、地域における受入れのための普及啓発に努めます。
- 精神科病院において、退院後生活環境相談員を中心に地域の相談支援事業所やピアサポーター一等等の連携を図りながら、本人への退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った地域移行支援が促進されるよう支援に努めます。
- 入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」や、退院し地域生活を始めた人への相談支援を行う「地域定着支援」を推進します。
- ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、精神科病院や相談支援事業所等との包括的な連携などにより、精神障がいのある人の地域移行を促進します。
- 退院後に安定した地域生活を送れるよう、精神科病院や相談支援事業所等の専門職スタッフによる訪問等支援を推進します。
- 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、グループホームなどの住まいの場や就労継続支援などの日中活動の場の確保、自助グループの活動支援など、総合的な取組を促進します。

図17 【地域移行・地域定着のイメージ】



7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少の下で、労働力の確保は重要な課題であり、こうした中、障がいのある人ひとり一人が、地域で本人が希望する暮らしを実現していくためには、サービス提供基盤の整備はもとより、それを支える多様な人材の確保・定着・養成を図ることが必要です。

さらには、障がいのある人の意向や障がい特性などに応じた良質なサービスが提供されるよう、サービスの質を確保していくことが必要です。

【考え方】

身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着・養成に努めるとともに、安心してサービスが受けられるよう質の向上に取り組めます。

(1) 人材の確保・定着・養成

【推進の視点】

- ・ 障害福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス利用の際の相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供に係る責任者等の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、求められる多様な人材を質・量ともに確保することが必要です。
- ・ 利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ・ 当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアサポーターの養成を推進します。
- ・ 強度行動障がいがある人には、適切で専門的な支援を行う必要があるため、障がい者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付ける必要があります。